

第 11 回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第 14 条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第 12 条及び第 13 条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 法に定める公然性・煽動性の要件等を踏まえて、事案に即してよりきめ細かく検討すべき。

 - ・ ヘイトスピーチに該当する場合でも、概要等の公表に当たってはその目的・効果を勘案した上で、事案に即して公表の仕方を工夫すべき。

 - ・ 条例第 12 条に定める拡散防止措置は条例の趣旨を踏まえて措置内容を具体的に検討すべき。

- 事務連絡ほか